

城陽市ファミリー・サポート・センター ハンドブック



会員番号

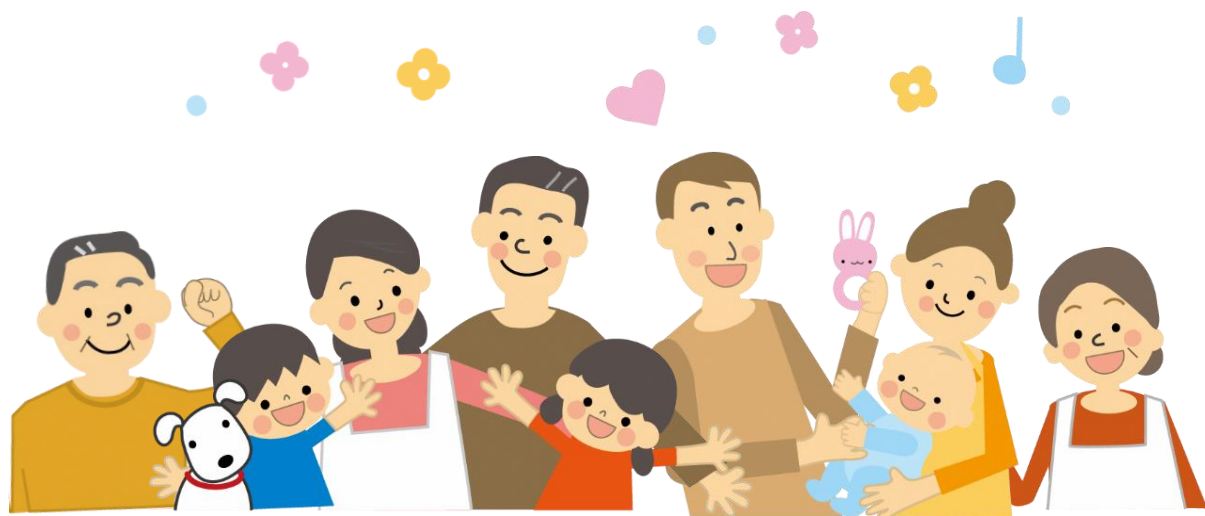
名 前



も く じ



ファミリー・サポート・センターとは・・・・・・・・	2
会員の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	2
相互援助活動の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
相互援助活動の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
活動時間と利用料（報酬）について・・・・・・・・	6
補償保険制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
城陽市ファミリー・サポート・センター会則・・	10
会員の心得・・・・・・・・・・・・・・・・	15



ファミリー・サポート・センターとは

城陽市ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）は、地域において「育児の援助を行いたい人」（援助会員）と「育児の援助を受けたい人」（依頼会員）を会員として組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立を図り、安心して子育てができる環境づくりに資するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的としています。

会員の種類

依頼会員

市内在住または在勤で、生後 43 日からおおむね 12 歳までの子どもがいる、育児の手助けをしてほしい人



援助会員

市内に在住する 18 歳以上の人で、心身ともに健康で、送迎・預かりなどの相互援助活動に対して理解し活動できる人※

※センターが行う講習会（無料）を受講していただきます



両方会員

依頼会員と援助会員の両方を兼ねる人



※過去に虐待や不適切な行為を行ったことが確認できた場合は、会員登録することはできません。

相互援助活動の内容

- ・ 保育所、幼稚園の開始時まで、または終了後の預かり
- ・ 保育所、幼稚園の送迎、習い事の送迎
- ・ 学童保育の終了後や放課後の預かり、登校前の見守り
- ・ 冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事の際の援助
- ・ 保護者の急用や病気、通院時の預かりや送迎
- ・ 買い物や自分の時間が欲しい時の援助 など

※援助できない内容



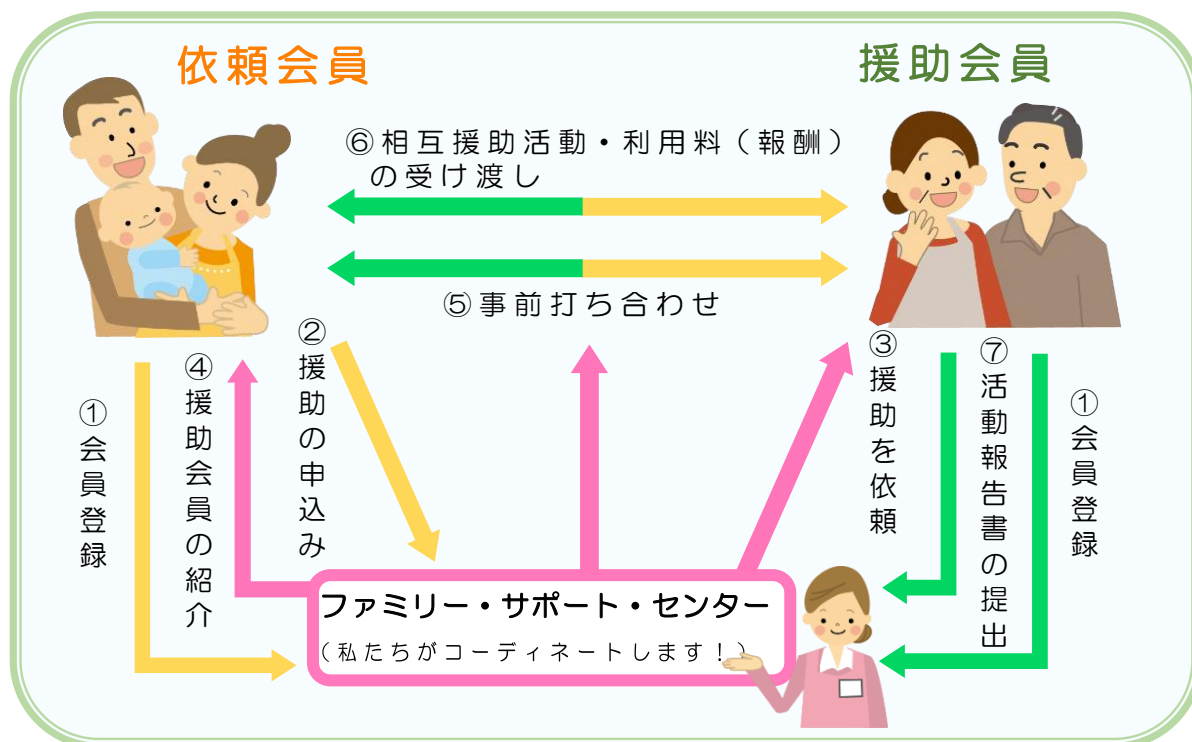
- ・ 病児、病後児の預かりや送迎
- ・ 子どもへの薬の服用
- ・ 複数の子どもを同時に援助（兄弟姉妹は除く）
- ・ 宿泊
- ・ 家事援助

- * ファミサポで行う相互援助活動は、あくまでも一時的、軽易かつ補助的なものに限り、長時間にわたる専門的保育を行うものではありません。
- * 子どもを預かる場所は、会員の自宅、地域子育て支援拠点等、子どもの安全が確保できる場所とし、援助会員と依頼会員間の合意により決定します。
- * 相互援助活動は双方の合意で行われるもので、活動に際しては依頼会員から援助会員への利用料（報酬）等が必要です。

【別記：活動時間と利用料（報酬）について《6～7ページ》参照】



相互援助活動の流れ



活動の開始（登録から初回の活動まで）

① 会員登録

依頼会員は随時受け付けています。援助会員は講習を受講後登録していただきます。

② 援助の申込み

依頼会員がセンターに「依頼内容・依頼したい日時等」を伝えます。

③ 援助を依頼

センターが援助会員の中から依頼内容に合った人に援助を依頼します。

④ 援助会員の紹介

センターから依頼会員にお手伝いしてくださる援助会員を紹介します。

⑤ 事前打ち合わせ（マッチング）

援助会員と依頼会員（とお子さん）、アドバイザーの 3 者で事前に打ち合わせをしてから活動します。

事前打ち合わせする主な項目

- *活動内容（いつ、何時から何時まで、どのような活動か？）
- *お子さんの性格や体質（アレルギーなど）
- *「安全チェックリスト」（活動場所の危険個所の確認）
- *（送迎の場合）保育所・学童保育所等保育者との顔合わせ
や送迎経路の確認
- *連絡先の交換 *緊急時の連絡方法
- *交通費、車承諾書、チャイルドシート

⑥ 相互援助活動・利用料（報酬）の受け渡し

援助活動が終了したら、援助会員は援助活動報告書を作成します。依頼会員は内容を確認し、署名（または記名押印）し、利用料（報酬）を援助会員に直接支払います。

⑦ 援助活動報告書（兼活動促進補助金申請書）の提出

援助会員は、援助活動報告書（兼活動促進補助金申請書）を翌月 10 日までにセンターに提出してください。

※翌月 10 日までに提出されない場合は依頼会員への補助金交付ができない場合がありますので厳守してください。

2 回目以降の活動について

- ・同じ会員同士で活動を継続する場合、マッチングは不要です。
- ・援助が必要になったら、依頼会員が直接援助会員に「依頼内容・依頼したい日時等」を伝え、活動を依頼します。
- ・依頼会員は援助会員に依頼を受けてもらったら速やかにセンターに連絡してください。（⑥⑦は上記と同様）

活動時間と利用料（報酬）について

1. 利用料（報酬）の基準

原則活動終了後、その都度依頼会員から援助会員に直接お支払いください。

城陽市では、ファミサポをより利用していただきやすくするため、1 時間当たり 200 円の「活動促進補助金」を交付（後日依頼会員に市から交付）しています

活動日	活動時間	子ども 1 人、1 時間当たりの利用料	補助後の 実質利用料
平日	7:00~20:00	700 円	500 円
	上記以外の時間帯	800 円	600 円
土・日・祝日 年末年始(12/29~1/3)		800 円	600 円

(注) ① 活動報酬は、最初の 1 時間までは、それに満たない場合でも 1 時間とします。

② 1 時間を超えた場合は、30 分以下は上記の半額とし、30 分を超えて 1 時間までは 1 時間とみなします。

③ 同一の援助会員に兄弟姉妹を預ける場合は、2 人目からは上記の金額の半額とします。

例) 兄弟姉妹 3 人を 1 時間半預けた場合

→ $700 \text{ 円} \times 1.5 \text{ 時間} \times 1 \text{ 人}$
 $+ 700 \text{ 円} \times 0.5 \times 1.5 \text{ 時間} \times 2 \text{ 人} = 2,100 \text{ 円}$

④ 利用料（報酬）の支払い方（現金か電子マネーか、都度支払うか 1 カ月まとめて支払うか、等）についてはマッチング（事前打ち合わせ）にて双方合意のもと決定してください。

2. キャンセル料について

依頼会員が援助活動を取り消した場合キャンセル料は下記のとおりです。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 前日までの取り消し | キャンセル料無し |
| (2) 当日の取り消し | 1 時間分の報酬額 |
| (3) 無断取り消し | 依頼した時間の全額 |
| (4) 気象警報発令時の場合 | キャンセル料無し |

* キャンセル料は補助金交付の対象外です。

* 取り消しの場合は、援助会員とセンターに速やかに連絡してください。

* キャンセル料が必要な場合は、必ず7日以内に援助会員に支払ってください。

3. その他

(1) 食事、ミルク等については、原則として依頼会員に用意していただきますが、やむを得ず援助会員が用意した場合は、依頼会員が実費を支払ってください。

(2) 交通費は実費とします。
(マッチング時に取り決めてください)



補償保険制度について

城陽市ファミリー・サポート・センターは、万一の事故に備え「サービス提供会員傷害保険」「依頼子供傷害保険」「賠償責任保険」の3つの補償保険に加入しています。

ファミリー・サポート・センターの会員になると自動的に加入することになりますが、保険料は市が負担しますので会員の負担はありません。

1. サービス提供会員傷害保険

援助会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と子ども宅や保育施設等の往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に補償するものです。

事 由	補 償 額	備 考
死 亡	400 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 400 万円～16 万円	事故日より 180 日以内に後遺障害が生じた場合
入院 (1 日あたり)	3,000 円	事故日より 180 日以内の入院、 1 事故について 180 日を限度
通院 (1 日あたり)	2,000 円	事故日より 180 日以内の通院、 1 事故について 90 日を限度
手術保険金	3,000 円 ×10 倍(入院中の手術)または 5 倍(入院中以外の手術)	事故日より 180 日以内で、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限る

2. 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるため自宅と援助会員宅や保育施設等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、援助会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事 由	補 償 額	備 考
死 亡	300 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 300 万円～12 万円	事故日より 180 日以内に後遺障害が生じた場合
入院 (1 日あたり)	3,000 円	事故日より 180 日以内の入院、 1 事故について 30 日を限度
通院 (1 日あたり)	2,000 円	事故日より 180 日以内の通院、 1 事故について 90 日を限度
手術保険金	3,000 円 ×10 倍(入院中の手術)または 5 倍(入院中以外の手術)	事故日より 180 日以内で、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限る

3. 賠償責任保険

援助会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者（依頼会員の子どもを含む他人）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

事 由		補償額（限度額）
施設賠償責任保険	対人・対物合算、1 名・1 事故	2 億円
生産物賠償責任保険	対人・対物合算、1 名・1 事故・保険期間中	2 億円
初期対応費用	1 事故	1,000 万円
訴訟対応費用	1 事故	1,000 万円
受託者賠償責任保険	1 事故	10 万円
	保険期間中	50 万円
サイバーリスク保険	賠償責任部分	500 万円
	サイバーセキュリティ事故 対応費用部分	50 万円

また、上記で補償されない事故についてお見舞金を支払う「お見舞金制度」にも加入しております。

詳細はセンターまでお問い合わせください。

城陽市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、城陽市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を城陽市寺田東ノ口16番地、17番地（城陽市役所西庁舎1F）に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を会員として組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動（以下「相互援助活動」という。）を行うことにより、仕事と育児の両立を図り、安心して子育てができる環境づくりに資するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(センターの組織)

第4条 センターは、次に掲げる人により組織する。

(1) 代表者

(2) アドバイザー

(3) 援助会員、依頼会員、両方会員（以下これらを総称して「会員」という。）

(センターの業務)

第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 会員の募集、登録に関する業務

(2) 相互援助活動の調整に関する業務

(3) 相互援助活動の講習及び指導に関する業務

(4) 会員間の交流に関する業務

(5) 関係機関との連絡調整に関する業務

(6) 広報に関する業務

(7) その他センターが必要と認める業務

(代表者)

第6条 センターの管理運営の総合的な調整を図るため、センターに代表者を置く。

2 代表者は、センターの統括及び総合調整を行う。

(アドバイザー)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センター事業の内容の周知及び啓発
 - (2) 会員の募集及び登録
 - (3) 会員の統括
 - (4) 会員の相互援助活動の調整
 - (5) 会員に対する講習会及び交流会の実施
 - (6) 会員間のトラブルへの助言
 - (7) センターの経理事務等の業務運営
 - (8) 会員に対する広報紙等の発行
 - (9) その他センターの運営に必要な業務
- (会員資格)

第8条 会員は、センターの目的及び相互援助活動の意義を理解し、センターの承認を得た人とする。

2 援助会員は、市内に在住する18歳以上の人で、センターが実施する講習を修了した育児の援助を行うことを希望する人とする。

3 依頼会員は、市内に在住又は勤務する人で、生後43日目からおおむね12歳の児童を有し、育児の援助を受けることを希望する人とする。

4 援助会員と依頼会員は、相互に兼ねることができる(両方会員)。ただし、市外に在住する依頼会員を除く。

(入会及び会員証)

第9条 センターの会員になろうとする人は、所定の入会申込書(別記第1号又は第2号様式)をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

2 センターは、会員として承認した人に対して会員証(別記第3号又は第4号様式)を発行する。

3 会員証の有効期限は発行日より5年間とし、これを更新することができる。また、更新する場合はセンターで手続きを行うこととする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失する。

(1) 所定の退会届(別記第5号様式)により、センターに退会の届出をしたとき

(2) 援助会員が市外に転出したとき

- (3) 依頼会員が市外に転出したとき、又は市内勤務でなくなったとき
- (4) 依頼会員が生後43日目からおおむね12歳の児童を有しなくなったとき

2 センターは、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

- (1) 会員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 会員が次条に規定する義務に違反したとき
- (3) 前項第2号から第4号に掲げる事項が判明したとき
- (4) その他センターが会員による相互援助活動を継続することが困難であると判断するとき

3 会員は、資格を喪失したときは、遅滞なく会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第11条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相互援助活動を通じて知り得た他人の家庭の事情等については、個人情報のため他に漏らさないこと
- (2) 相互援助活動を通じて物品の販売若しくは斡旋又は宗教活動等を行わないこと
- (3) 入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかにセンターに届け出ること
- (4) 会員登録の際には、本人確認のため公的書類等を提示すること

2 援助会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相互援助活動中の児童の安全確保に努めること
- (2) 相互援助活動中の児童に異常を認めたときは、直ちに、その依頼会員に連絡を行ない、状況に応じた適切な処置をとり、センターへ報告すること
- (3) 同時に複数の依頼会員に対し相互援助活動を行わないこと。ただし、会員同士の同意が得られた場合はこの限りではない
- (4) 相互援助活動中は常時会員証を携帯し、依頼会員その他関係者から請求があったときは、これを提示すること
- (5) 相互援助活動を行ったときは、援助活動報告書(別記第6号様式)を作成し、依頼会員の確認、記名押印または署名を受けること
- (6) 依頼会員の確認、記名押印または署名を受けた活動促進補助金申請書

を依頼会員に代わって、活動月の翌月の１０日までにアドバイザーに提出すること

３ 依頼会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (１) 利用が不確定な予約を行わないこと
 - (２) 援助会員に次条に規定する援助活動以外の援助を求めないこと
 - (３) 相互援助活動の内容等について事前に協議及び確認した内容に変更が必要な場合は、速やかに援助会員及びアドバイザーに連絡すること
 - (４) 相互援助活動終了後に、援助会員が作成した援助活動報告書を確認し、記名押印または署名すること
- (相互援助活動の内容及び対象)

第 12 条 相互援助活動は、１時間を単位とし、次に掲げる活動を行う。

- (１) 保育所、幼稚園等（以下「保育施設」という。）の保育開始時まで児童を預かること
- (２) 保育施設の保育終了後児童を預かること
- (３) 保育施設までの送迎を行うこと
- (４) 学童保育終了後、児童を預かること
- (５) 学校の放課後、児童を預かること
- (６) 冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際、児童を預かること
- (７) 買い物等外出の際、児童を預かること
- (８) その他会員の仕事と育児の両立のために必要な援助

２ 児童を預かる場合は、原則として援助会員の家庭において行うものとする。ただし、双方の合意があれば依頼会員の家庭等において行うことができる。

３ 相互援助活動は早朝、夜間にわたることもあるが、原則として児童の宿泊は行わないこととする。

４ 相互援助活動の対象は、依頼会員が登録した生後４３日目からおおむね１２歳の児童とする。ただし、援助会員が対象児童の身体の状態等により、相互援助活動が困難と判断したときは、対象から除くことができる。

(相互援助活動の実施方法)

第 13 条 依頼会員は、援助を受けようとするときはアドバイザーに対して援助の依頼の申込みをするものとする。また、援助の依頼の申込みについては、１か月分を上限とし、センターに連絡すること。

２ 援助の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を確認の上、

申込み内容の条件に合う援助会員に連絡し、依頼会員に紹介するものとする。

3 アドバイザーは、前項の調整を行ったときは、調整内容及びその結果を記録するものとする。

4 相互援助活動の実施に当たっては、紹介を受けた援助会員と依頼会員及びアドバイザーとで、児童の預かりに関する留意事項、援助の内容等について事前に協議及び確認しなければならない。

（報酬等）

第 14 条 援助を受けた依頼会員は、相互援助活動終了後、別表に規定する報酬を援助会員に支払わなければならない。

2 報酬の基礎となる時間は、援助会員が相互援助活動のため自宅等を出発したときから、活動終了後帰宅等したときまでの時間とする。

3 依頼会員は、援助の申込み後、相互援助活動の実施当日に、又は無断で取り消した場合は、別表に規定する取消料を援助会員に支払わなければならない。

4 援助を受けた依頼会員は、援助会員が相互援助活動に伴って立て替えた実費を弁償しなければならない。

（保険加入及び対応）

第 15 条 相互援助活動に起因する事故による損害は、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

2 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険（以下「補償保険」という。）に一括して加入し、前項の損害の補償については補償保険の補償の範囲内とする。

3 補償保険料は、センターが全額を負担する。

（その他）

第 16 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成 14 年（2002 年）10 月 8 日から施行する。

この会則は、令和 2 年（2020 年）3 月 17 日から施行する。

この会則は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。

（様式及び別表：省略）

会員の心得

1. ファミリー・サポート・センターの趣旨を理解し、決まりを守りましょう。
2. お互いのプライバシーを守りましょう。
3. 約束した時間は、必ず守りましょう。
4. すべての活動は事前にセンターに報告してください。
* センターへの活動依頼報告、および活動促進補助金申請書の提出のない援助活動については、補償保険は適用されません。
5. 依頼会員は、依頼した内容以外の援助を要求しないでください。
6. 当日の依頼は援助会員の都合がつかないことがあるため控えてください。
7. おやつ・食事・オムツ等は、原則として依頼会員が用意してください。
8. 援助会員は、事故やケガを未然に防止するため、別紙の安全チェックリストにより、子どもの安全に十分に注意をし、常に確認を心がけましょう。
9. 活動中に事故が発生した場合は速やかにセンターに連絡してください。
10. 災害時は、援助会員ご自身と子どもの安全を最優先し、状況によって臨機応変に対応しましょう。緊急連絡先を複数確認しておきましょう。
11. 活動中は必ず会員証を携帯してください。
12. 援助活動中に知り得た会員及びその家族の個人情報了他に漏らしてはいけません。（ただし、活動の中で虐待の事実を知ったような場合は、関連機関へ通告する義務があります。）



活動準備チェックリスト

	内 容	チェック
共通	☆ 援助の日時、内容等の確認 ☆ 食事・ミルク・おやつの有無、金額等の確認	☐ ☐
援助会員	◇ 自宅に子どもを受け入れる環境整備 ◇ 預かる子どもの年齢による配慮・好き嫌い等 ◇ 保育施設または送迎等の場所 ◇ 子どもが持ち帰る物等 ◇ 援助活動報告書 （必要事項を記入、終了後精算できるように）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
依頼会員	○ 子どもに必要な物の準備 （ミルク・哺乳びん・オムツ・着替え等） ○ 保育施設等への連絡 ○ 利用料（報酬）・交通費等の用意 （おつりのないように） ○ 子どもの様子・体調の確認 （何かあれば必ず援助会員に伝える）	☐ ☐ ☐ ☐

問い合わせ・申込み先

城陽市ファミリー・サポート・センター

城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
 （城陽市役所西庁舎1F）

☎・FAX : 0774-56-0230
 e-mail : famisapo@city.joyo.lg.jp



城陽市ファミリー・サポート・センター

城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地

（城陽市役所西庁舎 1F）

☎・FAX (56)0230

E-mail : famisapo@city.joyo.lg.jp

月～金曜日 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）